

国の税制改正に伴う

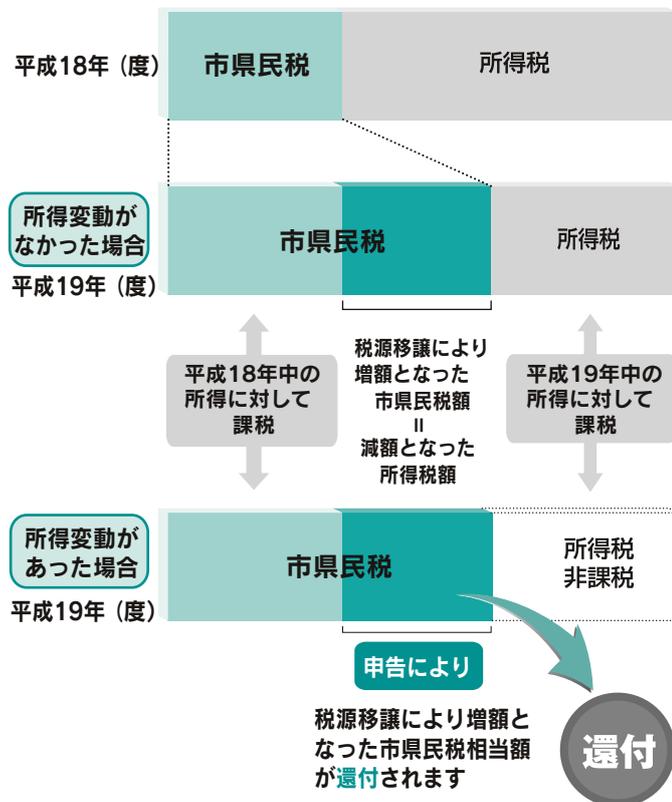
市県民税の経過措置についてお知らせします

税源移譲による税制改正では、平成 19 年 6 月から市県民税が増えましたが、平成 19 年 1 月から増額分ほど所得税が減り、改正前と税負担総額が変わらなくなっています。この改正に伴い、平成 18 年と平成 19 年で所得が大きく変動した場合などに、税負担が増えることがないように、以下のとおり市県民税を減額する制度が創設されました。 **【問い合わせ先】 税務課市民税係 (☎ 82-1125)**

平成 19 年に 所得が減って所得 税が課されなくなった方へ

**申告が
必要です!**

平成 19 年中の所得が大きく減少し所得税が非課税となった場合には、所得税の減額による恩恵を受けられません。このような年度間の所得変動に伴う負担増を調整するため、税源移譲により増額となった市県民税相当額を平成 19 年度市県民税から還付します。



●対象

平成 18 年中は所得があり所得税も課税されていたが、平成 19 年には所得税が非課税となるくらいまで所得が減少した人が対象となります。

具体的には、次の①②の両方の要件を満たす人

- ①平成 19 年度市県民税の課税所得金額
(分離課税分を除く)
> 市県民税と所得税との人的控除の差(*)の合計額
- ②平成 20 年度市県民税の課税所得金額
(分離課税分を含む)
≤ 市県民税と所得税との人的控除の差(*)の合計額

●減額の方法

平成 19 年度市県民税納税通知書(今年 6 月に送付)の税額から、税源移譲前の税率によって再計算した税額を差し引いた差額を、すでに納税済みの平成 19 年度市県民税額から還付します。

(注)対象となるのは、平成 19 年度市県民税のみです。

●申告について

【申告期間】 平成 20 年 7 月 1 日～ 31 日

【申告場所】 税務課市民税係

(平成 19 年 1 月 1 日現在お住まいの市町村)

▶ご不明な点は、お気軽に税務課市民税係にお問い合わせください。

※市県民税と所得税の人的控除の差

所得控除区分		差額
基礎控除		5 万円
障害者控除	普通障害	1 万円
	特別障害	10 万円
寡婦控除	寡婦	1 万円
	特別寡婦	5 万円
寡夫控除		1 万円
勤労学生控除		1 万円
配偶者控除	一般配偶者	5 万円
	老人配偶者	10 万円

所得控除区分		差額
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38 万円超 40 万円未満	5 万円
	配偶者の合計所得金額 40 万円超 45 万円未満	3 万円
扶養控除	一般扶養	5 万円
	特定扶養	18 万円
	老人扶養	10 万円
	同居老親等	13 万円
同居特別障害者加算		12 万円

確定申告は便利でお得な e-Tax(国税電子申告・納税システム)で